

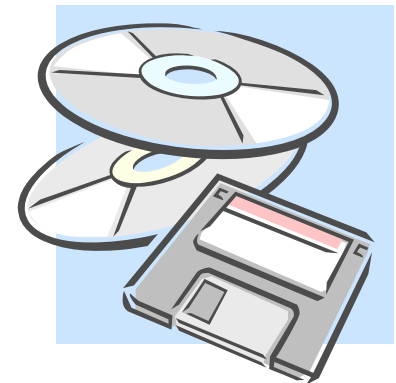
ビジネスソフトウェアの 社内管理の必要性について

JETRO/バンコクセンター

知的財産権部

本日の内容

1. コピーソフト使用摘発の実態
2. ソフトウェア著作権とは
3. 侵害の現状
4. ソフトウェア管理の必要性
5. 対策
6. 困ったときは



1. コピーソフト使用摘発の実態

—突然の警察の立ち入り捜査—

摘発パターン

①内部告発等により、警察・権利者に通報

BSAのホットライン・報奨金制度(最高25万バーツ)

(参考)タイの労働者賃金(JETRO投資コスト調査2006年3月)ワーカー:146ドル、エンジニア:316ドル

②裁判所が捜査令状発行

③警察と権利者(代理人)が強制捜査(電話連絡から間髪なく)

→令状無く強制捜査できない(法務省特別捜査局(DSI)を除く)

主な捜査事項:ソフトウェアの種類、(アン)インストール日、数量、使用状況

④捜査結果(代理人の和解案)の通知、警察への出頭命令

→裁判で有罪となれば経営者自身も刑事罰の恐れ

→免責の備えが必要

(タイ著作権法74条)

法人が本法に違反したとき、法人の取締役、理事又は業務執行監督者全員は法人と共同して違反した者とみなす。ただし、法人の違反が自己の知らないうちになされたか、同意していなかったことを証明した場合を除く。

和解案として請求される代償(一例)

- ① PC台数分の正規ソフトの指定業者からの購入
- ② 懲罰的賠償(正規ソフト価格の2~3倍)
- ③ 摘発時の法的措置等の費用請求
- ④ 2年間の立ち入り検査とそのため費用請求
- ⑤ 謝罪広告(タイ字新聞、及び、英字新聞)



最終的に当初請求より大幅譲歩を引出せることもある

→ **事前対策に比べて、大きな代償を負う**

摘発を受けた企業の実例

- ① 正規品を1つだけ購入し、故意に又は違法と知らず複数台インストール
- ② 効率よく業務成果を上げられるよう、又は研修ができるよう、自由に違法ソフトウェアもインストールさせていた
- ③ 違法コピーの一掃のため、全台数分の正規品を購入したが、インストールを怠り、入れ替え前のコピー使用分の損害賠償を請求された。
- ④ コンピュータを購入した際に、既に違法コピーソフトがインストール済みだった(その使用不使用を問わず賠償請求された)
- ⑤ コンピュータ導入時には正規ライセンスであったが、その後のメンテ業者によって違法コピーに入れ替えられた
- ⑥ 社員個人所有のパソコンを会社に持ち込んでいた
- ⑦ 社員のソフトウェア使用を管理するIT部門責任者がおらず、定期的なソフトウェア監査も実施していなかった(現地人スタッフや本社任せで無関心だった)
- ⑧ 社内ソフトウェア使用に関する規則が存在せず、社員に対しての教育も行っていなかった

2. ソフトウェア著作権とは？

—ソフトウェアは著作物として保護—

	保護法	コピーソフト使用適用条文	損害賠償	差止請求	刑事罰	罰則	両罰規定 (法人罰)
タイ	著作権法	本法令に基づく著作権を有するコンピュータ・プログラムに対する第15条(5)に基づく許諾を得ずになした以下の行為は、著作権への侵害とみなす。 (1)複製または改変 (30条)	○ (64条)	○ (65条)	親告罪 (和解可能 66条)	2~20万バーツの罰金 (商業目的) 6月~4年以下の懲役 10~80万バーツの罰金	あり(74条) 「自己の知らないところで、または自己の承諾なしになされたことを証明できるとき」は例外
日本	著作権法 (特許法でも保護)	プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によつて作成された複製物を業務上電子計算機において使用する行為は、これらの複製物を使用する権原を取得した時に情を知っていた場合に限り、当該著作権を侵害する行為とみなす。(113条2項)	○ (114条)	○ (112条)	親告罪 (123条)	113条2項の侵害行為 5年以下の懲役 500万円以下の罰金 (119条2項4号)	あり(124条1項1号) 法人に対し3億円以下の罰金

タイにおいても、

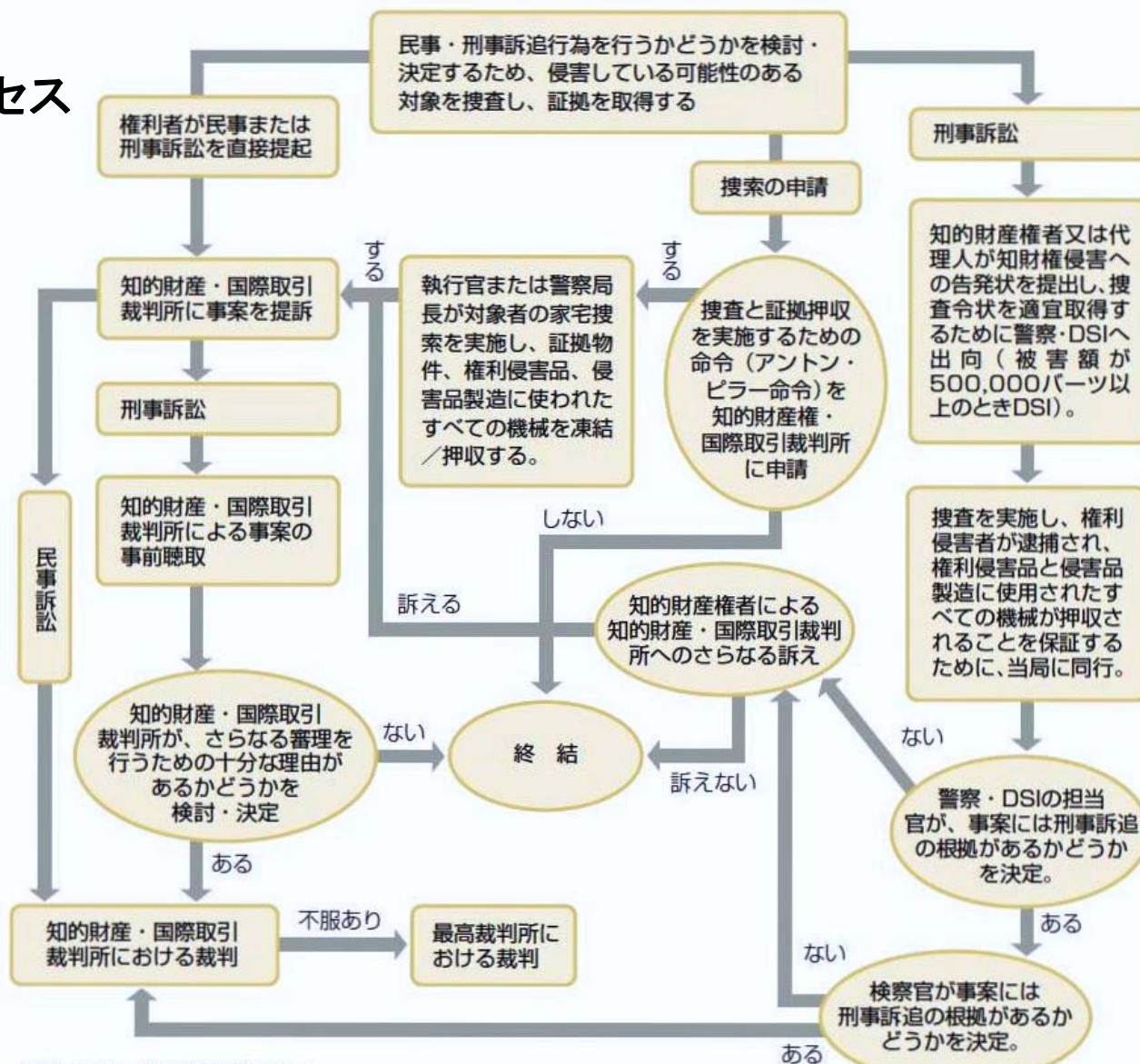
→ソフトウェアは著作物として保護される

→著作権侵害は、民事・刑事両側面の責任を負う

→法人罰もあり、経営陣が責任を問われる

→ただし和解可能(刑事・民事訴訟が回避可能) 6

タイ知財法執行プロセス



(注) DSI：法務省特別捜査局

(注) アントン・ピラー命令：一定条件のもと、被告に対して事前通知を行わずに一方向的に裁判所から出される命令。被告は、同命令で指定する者に、被告の敷地内の立入りや、同命令で特定する物品及び文書の捜索、検査、移転又は複製することを認めるよう要求される。



source : JETRO「アセアン・インド知財保護ハンドブック」

http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/pdf/handbook_2007.pdf

3. 侵害の現状

—タイではソフトウェアの8割が違法コピー—

▶世界ソフトウェア違法コピー調査(BSA)

違法コピー率^(*)

	2005年	2006年	2007年	2008年
タイ	80%	80%	78%	76%
日本	28%	25%	23%	21%
アジア全体	54%	55%	59%	61%
世界全体	35%	35%	38%	41%

損害額(百万USD)

	2005年	2006年	2007年	2008年
タイ	259	421	468	609
日本	1,621	1,781	1,791	1,495
アジア全体	8,050	11,718	14,090	15,261
世界全体	34,482	39,698	47,809	52,998

Source: 第6回BSA&IDC世界ソフトウェア「違法コピー調査」(2009年5月)

(*)違法コピー率の算出は、「該当年度ソフトウェア違法コピー数」を「該当年度にインストールされたソフトウェア総数」で割った百分率として算出。上記、違法コピー数は、「当該年度に稼動しているPCにインストールされたソフトウェア総数」と、「該当年度に正規に出荷されたソフトウェアの本数」との差によって求められる。



▶ 警察・DSI(特捜局)の取り締まり実績

根拠法律	2004-2008 計		2008		2007		2006	
	逮捕	押収物	逮捕	押収物	逮捕	押収物	逮捕	押収物
著作権法 B.E. 2537	25,114	8,589,767	3,215	2,465,679	4,614	2,228,348	6,459	1,704,970
商標法 B.E. 2534	12,859	5,759,733	2,697	946,262	2,465	1,472,813	3,100	1,105,629
特許法 B.E. 2535	21	18,539	1	1	4	10,045	4	5,208

→ タイでは著作権侵害の取り締まりが中心

Source: DIP Annual Report 2008

▶ 中央知的財産国際取引裁判所訴訟提起件数

	2006年	2007年	2008年
著作権侵害全般に対する民事訴訟	21件	26件	22件
コンピュータプログラム侵害に対する刑事訴訟(著作権法第30条)	2件	3件	2件

Source: 中央知的財産・国際取引裁判所(CIPITC)

→ 違法ソフトウェア使用に関するケースは和解に終わることが通常

▶ 在タイ日系企業の現状

● 違法ソフトウェア使用で摘発される日系企業が増加

→BSAからの情報によれば、2006年にタイで摘発の99件のうち、
10%以上は日系企業

● 対策を講じていない企業が多い

2007年ジェットロバンコクセンターによる調査結果

A.御社では社内ソフトウェア管理を実施していますか？

- | | |
|------------|-------|
| 1. 実施している | ・・・42 |
| 2. 実施していない | ・・・17 |
| 3. わからない | ・・・ 3 |

B.ソフトウェアはどのように調達していますか？(複数回答)

- | | |
|-----------------|-------|
| 1. 日本本社が調達 | ・・・ 8 |
| 2. 現地日系代理店から調達 | ・・・16 |
| 3. 現地代理店から調達 | ・・・40 |
| 4. 現地小売・量販店等で調達 | ・・・17 |
| 5. わからない | ・・・ 2 |

● 摘発に対し和解(示談解決)する場合はほとんど

→法外な賠償金(数千万～数億円)・対策を請求されることも

◆BSA(ビジネス・ソフトウェア・アライアンス)とは

- BSAは、世界80カ所以上の国や地域で政策提言・教育啓発・権利保護支援などの活動を行う非営利団体。1988年に米国で設立。
- 加入企業は、ワールドワイド会員として、アドビシステムズ、マイクロソフト、マカフィー、オートデスク、シマンテック、アップル、インテル、IBM、HP、シーメンスなど。
- ローカル会員として、タイソフトウェア エンタープライズも参加

◆違法コピーの代表的ソフトウェア

- マイクロソフト(オフィス、ウィンドウズ)
- アドビ(フォトショップ、フラッシュ)
- オートデスク(AutoCAD、3dsMax、ACI、ACM)
- タイソフトウェア ディクショナリー 等



4. ソフトウェア管理の必要性

—単なる自社侵害対策だけではない—

✓リスク管理

◇損害賠償、信用失墜に伴うリスク回避、データ漏洩管理

✓コスト削減

◇必要ソフトウェアのみの購入、メンテコスト低減

✓システムの安定化

◇正規サポート、問題説明が容易、ウィルス感染防止

✓法令遵守姿勢のアピール

◇社会的信用・ブランドイメージ保護・従業員モラル向上

5. 対策 — 正確な情報を持った予防と対策を —

① 侵害行為類型の理解

◇ 禁止行為やライセンス形態の正確な理解

ex. ソフト1つで複数ライセンス可能も有れば、個々の台数分パッケージが要る物もある。

② 予防策

< 体制整備 >

◇ ソフトウェア遵守ポリシーの策定 (社員の意識改革) ← 憲法に相当

◇ ソフトウェア管理規則の策定 ← 法令に相当

(違法行為禁止、コンプライアンス遵守、管理者の任命、ソフトの管理)

◇ 管理者によるソフトウェア管理の徹底

(ディスクの保管管理、ライセンス台帳、領収書・登録情報(葉書)保管

ソフトを無断インストールできないITシステムの構築やAdmin設定、

管理者(現法や本社派遣等内部、外部業者)による定期監査の実施)

◇ 信頼できるIT業者(購入、メンテ)の確保、業者との契約の工夫

② 予防策(続き)

＜具体的手法＞

◇ライセンス台帳作成や管理手法・ツールの具体例・リンク集

→ACCSホームページ(ソフトウェア管理のすすめ)

<http://www2.accsjp.or.jp/sam/>

◇管理ポリシー・管理規則ひな形(タイ語、日本語)ダウンロード

→JETROバンコク・センター知的財産権部サイト

<http://www.jetrobkk-ip.com/bsmanage.zip>

◇マイクロソフト製品の純正性チェックツール

→Microsoft Genuine Advantage Diagnostic Tool

(インターネットからダウンロード後、ネットへ非接続でも稼働)

<http://go.microsoft.com/fwlink/?linkid=56062>

③ 事後策

◇訴追内容の十分な吟味

◇捜査には冷静に対処し、その後も安易に妥協しない

◇専門家(法律事務所)に相談

依頼費用は弁護士の出張交渉が無ければ10万バーツ以内(JETROバンコクヒアリング)

6. 困ったときは

➤ 専門家(弁護士)に相談

➤ 情報入手先の例

◇ ACCS(コンピュータソフトウェア著作権協会)

<http://www.accsjp.or.jp/>

◇ BSA(ビジネス・ソフトウェア・アライアンス)

<http://www.bsa.or.jp/>

◇ JETROバンコク・センター知的財産権部

ビジネスソフトウェア管理のページ

<http://www.jetrobkk-ip.com/sam/>

Thank you



© 2009 by JETRO Bangkok All rights reserved.